主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人重田光明及び同人見福松の上告趣意第一点について。

論旨は結局量刑不当の主張に帰し適法な上告理由とならない。

同第二点、第三点、第四点及第五点について。

論旨いずれの点も、控訴趣意として主張されず、従つて原審の判断を経ていない 事項に関する主張であるのみならず、単なる法令違反の主張であるから、すべて上 告適法の理由とならない。

同第六点及び第七点について。

論旨いずれの点も被告人Aの被告事件に関係なき主張であるから採用に由なきものである。

被告人Bの弁護人家入経晴の上告趣意について。

論旨は控訴趣意として主張されていないのみならず、単なる法令違反の主張であるから、適法な上告理由とならない。

なお記録を調べてみても刑訴四――条を適用すべき事由は認められない。

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号に従い、裁判官全員一致の意見を以て、 主文のとおり決定する。

昭和二八年三月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ

裁判官 本村 善太郎